

## 労働者派遣事業に関わる情報公開

事業所名称：本社

事業所の所在地：群馬県前橋市住吉町 1-13-24 4F

労働者派遣法第23条5項の定めに従い、当事業所における労働者派遣事業に関わる情報を以下のとおりお知らせいたします。

### 【1】 派遣料金等の事項

①2017年6月1日現在 労働派遣者数	101人
②2016年度 派遣先事業所数（実数）	38件
③2016年度 派遣労働者の料金（1日8時間当たり）額の平均	12,438円
④2016年度 派遣労働者の賃金（1日8時間当たり）額の平均	9,422円
⑤2016年度 マージン率の平均 ※1	24.24%

### 【2】 教育訓練に関する事項

採用時導入教育	安全衛生、情報セキュリティ等
年次導入教育	安全衛生、情報セキュリティ等
担当業務のスキル向上研修	必要に応じて随時

### 【3】 その他福利厚生に関する事項

年次有給休暇制度、社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険）、労働者災害補償保険、定期健康診断

※1 ◆マージン率に含まれる派遣事業運営に必要な経費について

マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、派遣会社の事業運営に必要となる経費は派遣労働者の賃金だけではありません。派遣労働者の賃金以外に必要となる経費には、主に以下のようなものがあります。

- ・派遣労働者の社会保険料 派遣労働者の社会保険は、保険料の約半分を雇用主である派遣会社が負担しています。
- ・派遣労働者の有給休暇費用 派遣労働者が有給を取得した際の賃金は派遣会社が負担しています。
- ・募集費・教育費・福利厚生費 派遣労働者の募集に必要な募集広告費、スキルアップ支援のための教育費、福利厚生費などの費用が発生します。
- ・その他経費 その他にも社員の人件費、事業運営に必要なシステムの維持費、オフィスの家賃など、事業運営のために必要な経費があります。

参考：一般社団法人日本人材派遣協会「派遣料金の仕組みについてご説明します」

<https://www.jassa.jp/member/2016/160902ryoukin.pdf>